

## 通所型サービス(短時間サービス)に係る内容変更

### 1. 目的

要支援認定後、必要なサービス利用につながらず状態の悪化を招くことが無いようサービス未利用者への選択肢を増やし、介護予防の促進を図るもの。

### 2. 現状

平成29年度より開始した総合事業の通所型サービスについては、事業開始当初から独自に2時間以上3時間未満の短時間サービスを設定していたが、利用者は毎年度2名から7名程度と少ない。特に男性が少ない状況である。

#### (1) 短時間サービスの利用者等の推移

制度開始以来、利用者が少ない。

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用事業者	2	1	2	4	2	3	1
利用者	2	2	4	7	2	3	3
延べ利用者	7	14	31	21	12	10	13

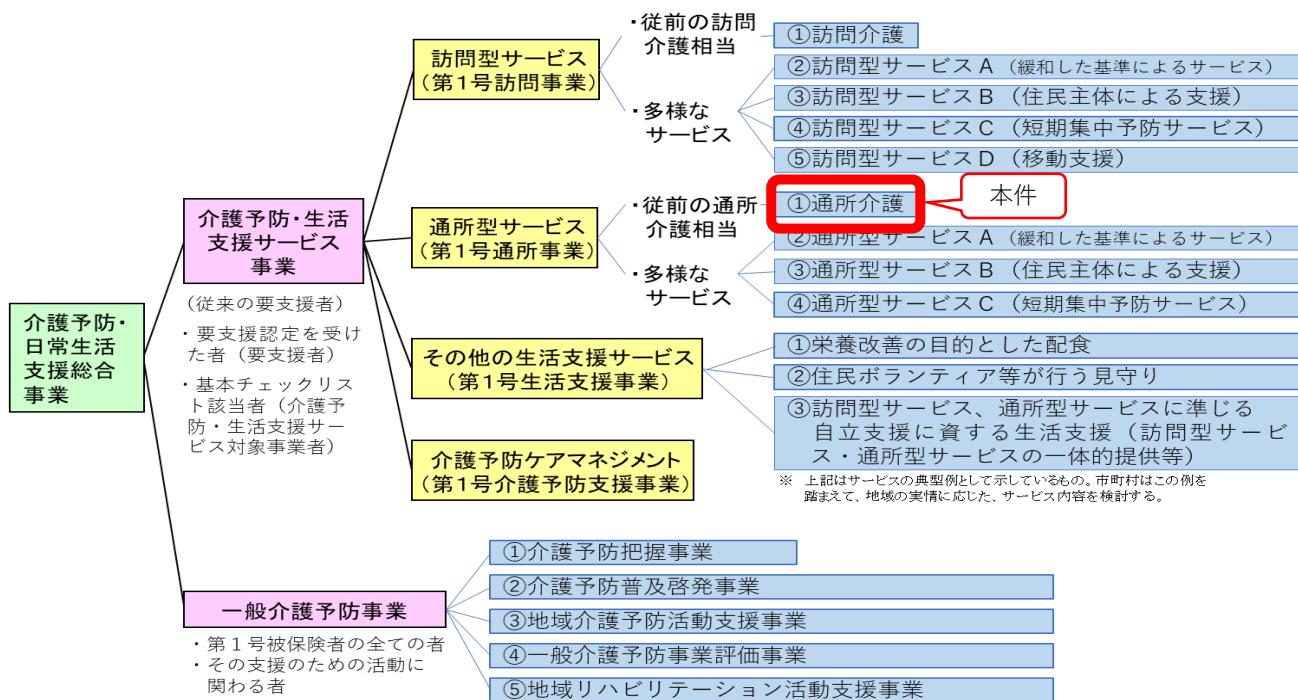
#### (2) 通所型サービス利用者の男女比率（令和6年9月利用）

通所サービスまたは通所リハビリのサービス利用者は要支援認定者のうち約55%。未利用者のうち、リハビリに特化したサービスなら利用したい方がいると見込んでおります。（各包括支援センターへヒアリング）

		サービス利用者				認定者
		通所サービス	通リハ	小計	合計	
要支援 1	男	82	49	131	554	351
	女	298	125	423		812
要支援 2	男	98	64	162	717	306
	女	366	189	555		851

		サービス利用率				合計
		通所サービス	通リハ	小計	合計	
要支援 1	男	23.4%	14.0%	37.3%	47.6%	351
	女	36.7%	15.4%	52.1%		812
要支援 2	男	32.0%	20.9%	52.9%	62.0%	306
	女	43.0%	22.2%	65.2%		851

### 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



### 4. 今回の改正点

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における「通所型サービス（短時間サービス）」について、現在「2時間以上3時間未満」と定義している短時間サービスを「1時間以上3時間未満」に変更するもの。

#### 【現行制度】

#### 指定相当通所型サービス 単位数・対象者

サービス名称	単位数(A6)	対象者
通所サービス費(Ⅰ)	1月につき1,798単位	要支援1・要支援2 週1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者
通所サービス費(Ⅱ)	1月につき3,621単位	要支援2 週2回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者
通所サービス費(Ⅲ) (短時間サービス)	1回につき 305単位 (月上限 1,259単位)	要支援1・要支援2 週1回程度の2時間以上3時間未満の指定相当通所型サービスが必要とされた者
通所サービス費(Ⅳ) (短時間サービス)	1回につき 313単位 (月上限 2,535単位)	要支援2 週2回程度の2時間以上3時間未満の指定相当通所型サービスが必要とされた者

#### 【変更後】

通所サービス費(Ⅲ) (短時間サービス)	1回につき 305単位 (月上限 1,259単位)	要支援1・要支援2 週1回程度の1時間以上3時間未満の指定相当通所型サービスが必要とされた者
通所サービス費(Ⅳ) (短時間サービス)	1回につき 313単位 (月上限 2,535単位)	要支援2 週2回程度の1時間以上3時間未満の指定相当通所型サービスが必要とされた者

### 5. 今後の予定

○基準告示の改正（施行日：令和7年5月1日）